

2018年11月7日
西日本旅客鉄道株式会社
和歌山支社

特殊制限箇所の速度制限標識未設置について

2018年10月26日に公表しました当支社管内の3線区21箇所29枚※において速度制限標識が整備されていなかったことを受け、引き続き同種事象の調査を行ってまいりました。

調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

※10月26日には3線区29箇所公表しております。

1 調査内容

線路の勾配などを勘案し従来の速度とは異なる制限を行う曲線(特殊制限箇所)において、前回の主に普通列車に運用される車両等に関する調査に引き続き、特急列車に運用される車両形式に対して、必要な「速度制限標識」が設置されているかを調査しました。

2 調査結果

当支社管内で新たに速度制限標識の設置を必要とする箇所 6箇所6枚※(紀勢本線)
いずれの箇所も標準的な運転操縦で運行していた場合、速度超過はありません。

※前回の調査と合わせると3線区27箇所35枚

(3線区:紀勢線、和歌山線 五条～和歌山間、阪和線 日根野～和歌山間)

3 原因

過去に速度制限標識の整備を行った際、当該箇所について運転士が指導されている標準的な運転操縦で制限速度に達しない箇所と認識し、標識は必要ないと考えたためと思われます。

4 対応

運転士に正しい「制限速度」を指示するとともに、標準的な運転操縦を指導しました。速度制限標識を準備でき次第、速やかに設置します。